

都道府県本部御中

# 三鷹事件、再審を認めず

## 最高裁が特別抗告棄却の不当決定

2024年4月17日

国民救援会中央本部

1949年に旧国鉄の三鷹駅で、無人の電車が暴走して6人が死亡した三鷹事件で、犯人とされ再審請求中に獄死を遂げた竹内景助さんの長男が起こした再審請求で、最高裁第二小法廷（三浦守裁判長）は、特別抗告を棄却し、再審を認めませんでした。決定は4月15日付でした。

事件は、運転士をしていた竹内さんが、車庫から電車を発進させて飛び降り、三鷹駅に激突させたなどとして死刑判決を受けていたものです。しかし、有罪の根拠となっているものは、7回も変転した竹内氏の「自白」と、事件直後に竹内氏を目撃したという目撃者の証言という脆弱なものでした。

弁護団は再審請求で、転覆車両の1両目とともに2両目のパンタグラフが上がっていたこと、最後尾車両の前照灯が点灯し、手ブレーキが緩解されていたことなどの客観的事実に竹内氏の自白が合致せず自白に「合理的疑い」が生じていることを示し竹内氏単独では実行不可能であることを立証してきました。また、暗闇の中で竹内氏を見たとする目撃証言の脆弱性を明らかにする実験に基づく専門家の鑑定書を提出、さらに証拠開示に基づき事件当時竹内氏は自宅に居たという新たなアリバイに関する証拠を提出してきました。

最高裁はこうした疑問に正面から答えることなく、請求を退けました。詳細や続報は分かり次第追って送ります。

【激励先】三鷹事件の真相を究明し、語り継ぐ会

190-0021 東京都立川市羽衣町2-29-12

国民救援会三多摩総支部

電話/FAX 042(524)1532